

### 食物アレルギーをもった児童への給食の対応について

現在、食物アレルギー児の給食については、集団給食という制約がある中で、除去食を必要とする児童に対して、可能な範囲で配慮しているところです。しかし、これらの対応につきましては、医師による診断・指導に基づくことが、児童の健康管理にとってきわめて大切なことであると考えます。

このことから、以後アレルギー児の健康管理につきましては、医師の診断・指導のもとに家庭と園がより協力し、以下の具体的方法に基づき進めていきたいと思っております。ご理解の方、よろしくお願い申し上げます。

#### 具体的な対応方法

- (1) 食物アレルギー児に対する食事制限は、医師の診断・指導のもとに行いますので、医師に所定の意見書に記入してもらい、園に必ず提出して下さい。
  - ※ 成長に伴ってアレルギー反応が出なくなるなど、除去・代替食を必要としなくなる場合もありますので、1年ごとに意見書を提出していただきます。
  - ※ 意見書が有料の場合は、保護者負担になります。
- (2) 面接時に、保護者と園とで具体的な対応について話し合う機会をもちます。  
意見書は入園までに必ず園に提出して下さい。
- (3) 除去食の解除の決定は医師の指示に従い、家庭でまず試していただいてから園でも解除するという手順で行います。
- (4) 原因食品(アレルゲン)が多種類にわたることや除去が困難な時は、対応できないことがありますので、家庭から弁当を持参してもらった場合もあります。

## 食物アレルギー除去食意見書

長野こども学園	氏名	生年月日 年 月 日( 歳)
1、病名		
2、指導 ①除去食 [ 要 不要 ] → 除去の程度を下記の表に記入をお願いします。  ②集団生活上の配慮・注意事項等		

### 除去の程度

原因食物・除去根拠	
該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載。 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性	左記の原因食物を使用した調味料等で、摂取不可能なものに○を記入。
1、鶏卵 ( )	卵殻カルシウム
2、牛乳・乳製品 ( )	乳糖・乳清焼成カルシウム、カゼイン
3、小麦 ( )	しょうゆ・酢・味噌
4、和そば ( )	
5、大豆 ( )	大豆油・しょうゆ・味噌
6、ゴマ ( )	ごま油
7、ナッツ類 ( )	すべて・クルミ・アーモンド ココナッツ・ピーナッツ
8、魚類 ( )	かつおだし・いりこだし
9、その他 ※原因食物・除去根拠を記入	エキス
例、甲殻類、軟体類、貝類、肉類、果物、その他の豆類 等	

年 月 日

病院名

担当医師名

Ⓔ